

安全・安定輸送を実現できる モニタリングの運用を求める

申9号「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する申し入れ

新潟地本は11月15日、申9号として「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」に関する申し入れを提出しました。

今年2月に開催した2018年度申8号「モニタリング装置本運用に関する申し入れ」の団体交渉では、現場と支社との認識に相違が生じている点について労使で課題解決に向けて議論してきました。

「保線部門におけるメンテナンス体制の最適化」の大きな柱の一つである「線路設備モニタリング」の導入について、今後運用が拡大されるエリアセンターにおける社員教育や取り扱いについて議論してきましたが、未だに具体的なスケジュールが提示されず、各現場で働く社員からは本運用に対し多くの疑問、問題点があげられています。

■申9号 申し入れ項目

1. 保線部門の将来を担う若手社員の「技術継承」に対するあり方と現状認識、今後の考え方を明らかにすること。
2. 保線部門における現在の超過勤務の実績に対する考え方を明らかにすること。
3. 「線路設備モニタリング」が本運用されている回答しました。



保線技術センターのモニタリング教育修了者数に明らかにすること。

4. モニタリング教育とはどのレベルまで操作できることを目指しているのか考え方を明らかにすること。
5. 「線路設備モニタリング」を今後導入する線区の検証期間を明らかにすること。
6. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて、モニタリング教育について教育内容・教育期間の考え方を明らかにすること。
7. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおけるモニタリング教育について教育内容・教育期間の考え方を明らかにすること。
8. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおけるモニタリング教育をおこなう部署を明らかにすること。
9. 「線路設備モニタリング」を今後導入する保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて本運用の開始時点においてモニタリング教育修了者数を明らかにすること。
10. 「線路設備モニタリング」が本運用されている保線技術センターで、モニタリング教育修了者を2020年度末までに何人育成しているのか考え方を明らかにすること。
11. 「線路設備モニタリング」が今後導入される保線技術センター・越後湯沢エリアセンターにおいて、モニタリング教育修了者を2020年度末までに何人育成していくのか考え方を明らかにすること。
12. 「線路設備モニタリング」の材料モニタリング処理をおこなうに当たり、個人差が生じている現状に対する考え方を明らかにすること。
13. 越後湯沢エリアセンターにおける現在員数の考え方を明らかにすること。
14. 本申し入れに対する回答は、2019年11月29日までとする。

長時間勤務に耐えかねた運用の是正を要求し入れ団体交渉

短時間行路導入時の議論に 反する取り扱いと強く主張

新潟地本は11月11日に申4号・短時間行路における誤った運用の是正を求める緊急申し入れの団体交渉を行いました。

長岡運輸区で設定されている短時間行路に臨時列車を組み、臨行路として運用されている実態が明らかになったことから申し入れを行ったものです。

短時間行路導入時の議論に反するものであり誤った取扱いではないかと指摘した地本交渉団に対して支社側は、当日の乗務担当者が短時間勤務制度利用者ではなく、本人から許可を得ていたため誤った取り扱いではないと主張しました。

なぜ一般行路とは異なる行路を臨時行路にしてまでこのような扱いをしたのかを質すと支社側は、休働の数を増やしたくない上に、急遽の臨時運転計画について合わせられる適当な臨行路がないことなどから今回の判断をしたと答えました。

交渉団は、災害等で急遽必要となったのであれば理解できるが今回は災害時ではなく、それほど勤務が逼迫していたわけではなくと指摘し、今後も同じ取扱いをすることはあるのかを質しました。

支社側は、決まっていなかったと言えそうですが、短時間勤務制度利用者が利用することが前提であり安易に取扱いをすることはないと考えを示しました。

今回は当月に入ってから臨行路に変えたことから、勤務指定時に行うことがあるのかを質すと支社側は、短時間勤務制度利用者を選択することができなくなり制度導入時の主旨に反することから勤務指定時に扱うことはない」と明言しました。

交渉団は、今回の行路は短時間勤務制度利用者か

申10号 ワンマン運転の拡大について 具体的な考え方を求める

2019年7月に本部・本社間で行われた団体交渉において、「ワンマン運転の拡大について」が提案されました。

職場においても短編成・中編成・長編成に分類し、線区・区間を限定せずにワンマン運転を実施するなどの方向性については説明が行われました。

しかし現在においても具体的な実施時期や線区、方法等が示されずにいるため、職場では不安や疑問の声があげられています。

新潟地本は11月15日に申10号として、新潟支社におけるワンマン運転の拡大に関する申し入れを提出しました。

1. 新潟支社において短編成でのワンマン運転の拡大
2. 新潟支社において中編成でのワンマン運転の拡大を検討している時期、線区、車両を明らかにすること。
3. 新潟支社において長編成でのワンマン運転の拡大を検討している時期、線区、車両を明らかにすること。
4. 回答は2019年11月29日までに行うこと。



短時間勤務制度利用者か

12. 「線路設備モニタリング」の材料モニタリング処理をおこなうに当たり、個人差が生じている現状に対する考え方を明らかにすること。

13. 越後湯沢エリアセンターにおける現在員数の考え方を明らかにすること。

14. 本申し入れに対する回答は、2019年11月29日までとする。